

平成30年度決算審査特別委員会報告書

令和元年9月12日第3回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された平成30年度七飯町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計決算について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和元年 9 月 24 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

平成30年度決算審査特別委員会
委員長 川 村 主 税

記

1 事件名

- (1) 認定第1号 平成30年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
- (2) 認定第2号 平成30年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (3) 認定第3号 平成30年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (4) 認定第4号 平成30年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (5) 認定第5号 平成30年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (6) 認定第6号 平成30年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (7) 認定第7号 平成30年度七飯町水道事業会計決算認定について

2 審査の経過

令和元年9月12日、13日、17日、18日、19日、24日の6日間委員会を開催した。

審査に当たっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証

書類のほか、当委員会が要求した資料等をもとに、担当部長、教育次長、担当課長、局長、センター長の出席を求め、審査を行った。

3 審査の総括

平成30年度の一般会計、特別会計、水道事業会計の決算審査に当たり、詳細かつ慎重に審査を行った結果、全員一致で認定すべきものと決定した。

なお、委員会から次のとおり総括意見を付すものである。

平成30年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額 14,417,615,151 円で、前年度と比較し、地方交付税、繰入金などが減少しているが、町税、国庫支出金、町債などの増加により、全体で 925,293,275 円（6.9%）の増加となっている。

歳出総額は 14,204,171,401 円で、前年度と比較して、農林水産業費、商工費などの増加により全体で 1,115,122,702 円（8.5%）の増加となっている。

これにより、歳入歳出差引額は 213,443,750 円で、翌年度へ繰越すべき財源 67,744,000 円を差し引いた実質収支額は 145,699,750 円の黒字である。

なお、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は 22,144,427 円の赤字であり、これに財政調整基金への積立金 87,000,000 円を加え、基金取り崩し額 187,000,000 円を差し引いた実質単年度収支額は 122,144,427 円の赤字である。

一般会計においては、各科目間の流用や、専決処分で対応が可能と思われる予備費の充用が一部で見受けられた。流用については年度末に不足額が生じないように、適切な整理予算を行うべきであり、また、予備費の扱いについては、補正予算対応や専決処分での対応ができないものかを慎重に見極めた上で充用を行うべきである。そのため、今後の事務執行に当たっては、基本に立ち返り、これまで以上に厳密な会計処理が行われるよう指摘があった。

また、公債費については、今後数年は13億円前後の償還が見込まれ、公債費の増加によって今後さらに経常収支が押し上げられる可能性があり、慎重な財政運営が行われることを望むものである。

次に、防災拠点の機能を有している道の駅なないろ・ななえにおいては、災害時の対応という観点からも、一時滞留時の十分な情報発信や今後の改修時に防災機能の強化など、減災に努めるよう望むものである。

また、町道の着手がなされているが未完了となっている工事箇所については、住民サービス向上の観点からも、スピード感を持って計画的に早期での工事完了を望むものである。

国民健康保険特別会計においては、当年度実質収支額は 54,926,674 円の赤字であるが、単年度収支は 63,691,951 円の黒字となっている。そのため、今後 2 年を目途として、累積赤字の解消に努めるよう望むものである。

以下、会計ごとの審査結果については、次のとおりである。

4 審査の結果

(1) 認定第 1 号 平成 30 年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

一般会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1.	歳 入 総 額	14,417,615,151
2.	歳 出 総 額	14,204,171,401
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	213,443,750
4.	(1) 継続費逡次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	67,744,000
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	67,744,000
5.	実 質 収 支 額	145,699,750
6.	実質収支のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額	0

本会計の実質収支額は、145,699,750 円と黒字であるが、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は 22,144,427 円の赤字、これに財政調整基金積立金 87,000,000 円を加え、基金取り崩し額 187,000,000 円を差し引いた実質単年度収支額は 122,144,427 円の赤字である。

歳入は、町財政の根幹をなす町税の収入済額は 2,997,552,292 円と前年度より 22,659,416 円 (0.8%) 増加している。増加の主な要因は、法人町民税によるものである。

町税全体の収納率は 97.2%と近隣市町と比較しても高い徴収率を維持しているが、引き続き財政の安定性を図り、税負担の公平性を期する上からも悪質滞納者には厳しく対処し、継続的な収納対策に努めていただきたい。

歳出は、予算現額 15,377,508,000 円に対し、支出済額は 14,204,171,401 円であるが、翌年度繰越額 714,509,000 円があるため、不用額は 458,827,599 円となっており、翌年度繰越額を除いた執行率は 96.9%となっている。

道の駅なないろ・ななえの指定管理者の収益の還元方法、指定管理者からの寄附金に関する質疑においては、当年度については指定管理者からの申出により町への寄附金を受けたが、委員からの指摘があったように、農産物の手数料を低くするなど、町民に還元するためには何が良いかを指定管理者と改めて協議をしていきたいとの回答であった。また、指定管理者の財務基盤が強化されてから寄附を受けるべきとの指摘については、指定管理者が必要十分な内部留保が保てるよう協議を行っていくとの回答であった。

また、大中山小学校の電気料については、学校規模が同程度である七重小学校の電気料との差額が多額であることに関する質疑があり、教育委員会としては、この差額の要因として何があるのかを調査していきたいとの回答であった。

以上、本会計については、単年度収支額は昨年度に引き続き赤字ではあるが、実質収支額は黒字であり、概ね予算に沿って事務事業が執行されたと認められることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

(2) 認定第2号 平成30年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- ◇ 決 定 認 定
- ◇ 概要及び理由

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳 入	総 額	3,412,255,961
2. 歳 出	総 額	3,467,182,635
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	△54,926,674
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質 収 支	額	△54,926,674
6. 実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は 3,412,255,961 円、歳出総額は 3,467,182,635 円となっており、実質収支額は 54,926,674 円の赤字となっており、5年連続で繰上充用が行われている。

歳入は、前年度と比較して 565,782,664 円 (△14.2%) の減少となっており、

主に国庫支出金及び各交付金である。なお、当年度より北海道との共同保険者に移行したことから、それらは道支出金での収入に変更となっている。

歳出は、前年度と比較して 629,474,615 円（△15.4%）の減少となっており、主に保険給付費及び各拠出金である。なお、当年度より北海道との共同保険者に移行したことから、それらは国民健康保険事業費納付金での支出に変更となっている。

当年度決算は 54,926,674 円の赤字であるが、当年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は 63,691,951 円の黒字となっている。これは、北海道との共同保険者に移行し、町の保険給付の負担が減ったことによるものである。引き続き、累積赤字の解消に努め、安定した運営となるよう望むものである。

以上のことを踏まえ、本会計においては適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号 平成30年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳 入	総 額	411,597,339
2. 歳 出	総 額	404,582,539
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	7,014,800
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質 収 支	額	7,014,800
6. 実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は 411,597,339 円、歳出総額は 404,582,539 円で、実質収支額は 7,014,800 円の黒字となっている。

不納欠損額については 3,200 円で、収入未済額については 4,714,580 円で、後期高齢者医療保険料現年度分及び滞納繰越分の普通徴収保険料である。

また、歳出においては、支出済額は 404,582,539 円で執行率は 95.1%となっ

ている。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号 平成30年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳 入 総 額		2,863,269,158
2. 歳 出 総 額		2,810,704,443
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		52,564,715
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質 収 支 額		52,564,715
6. 実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は2,863,269,158円、歳出総額は2,810,704,443円で、実質収支額は52,564,715円の黒字となっている。

収入未済額は25,156,857円で前年度と比較して8,834,257円増加しているが、これは、介護給付費等の返還請求を行ったため、返納金の収入未済が生じたことが要因である。介護保険料は、他会計と同様に滞納処分等の強化取組によって収入未済額が減少していることから、返納金についても速やかに解消されるよう望むものである。

歳入は、保険料、国庫支出金、道支出金などが増加したことにより、前年度と比較して117,217,714円（4.3%）の増加となっている。

歳出は、保険給付費、地域支援事業費などが増加したことにより、前年度と比較して140,026,211円（5.2%）の増加となっている。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の9,206,000円となっており、歳入は介護予防サービス計画費収入で、歳出は保険事業勘定繰出金である。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、

歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号 平成30年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- ◇ 決 定 認 定
- ◇ 概要及び理由

下水道事業特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1.	歳 入 総 額	931,270,469
2.	歳 出 総 額	924,638,467
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	6,632,002
4.	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	6,632,002
6.	実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

本会計の歳入総額は931,270,469円、歳出総額は924,638,467円で、実質収支額は6,632,002円の黒字となっている。

受益者分担金及び下水道使用料の収入未済額は5,699,240円で、前年度と比較して3,333,510円減少し、収納対策に努めている。下水道事業は主に受益者分担金、下水道使用料及び一般会計からの繰入金を財源として運営されていることから、今後もより一層収納対策に努めるべきである。

歳入は、国庫支出金、繰入金などが減少したことにより、前年度と比較して29,374,940円(△3.1%)の減少となっている。

歳出は、公共下水道費、公債費ともに減少したことにより、前年度と比較して33,754,564円(△3.5%)の減少となっている。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第6号 平成30年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

- ◇ 決 定 認 定
- ◇ 概要及び理由

土地造成事業特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1.	歳 入 総 額	1,410,006
2.	歳 出 総 額	33,000
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	1,377,006
4.	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	1,377,006
6.	実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

本会計の歳入総額は1,410,006円、歳出総額は33,000円で、実質収支額は1,377,006円の黒字となっている。

歳入は、繰越金の増加により前年度と比較して30,960円(2.2%)の増加であり、歳出は、前年度と比較して26,400円(△44.4%)の減少となっている。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(7) 認定第7号 平成30年度七飯町水道事業会計決算認定について

- ◇ 決 定 認 定
- ◇ 概要及び理由

総収益514,478,763円で7,033,144円の増加、総費用444,772,912円で23,866,101円の減少、差し引き当年度純利益は69,705,851円で30,899,245円増加し、黒字決算である。

当年度純利益69,705,851円に前年度繰越利益剰余金72,374,910円を加えた当年度未処分利益剰余金142,080,761円のうち、平成31年度期首に減債積立金50,000,000円、建設改良積立金20,000,000円を積み立てした処分後の繰越利益剰余金は72,080,761円としている。

本会計は、企業努力により利益を生じているものの、公共サービスの提供を受

けている住民の公平性を堅持するためにも未収金の圧縮に努めるべきである。当年度も未納者への給水停止処分を引き続き実施しており、その結果、水道料金の未収金は 53,987,710 円となり、対前年比で 2.7%減少している。今後も引き続き悪質な滞納者に対しては、給水停止処分など厳しく対処することを望むものである。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、適切な施設整備及び維持管理を行っており、充実した安全な水の供給を図り住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定した。